

第 1 3 2 6 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 7 年 3 月 5 日 木曜日

開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 2 時 3 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席委員 委員（委員長職務代理） 星川 茂一
委 員 奥野 史子
委 員 秋道 智彌
委 員 鈴木 晶子
委員・教育長 生田 義久

4 傍 聴 者 1 人

5 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分，委員長職務代理が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 2 5 回京都市教育委員会会議の会議録について，全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 5 件，報告 2 件

イ 非公開の承認

議案 3 件については，人事に関する案件であり，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全委員の承認が得られた。

ウ 議案事項

議第 3 1 号「京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

(事務局説明)

○ 三宅学校指導課担当課長

日吉ヶ丘高等学校の「管理運営に関する規則」上の表記について，現在，「ひよしがおか」の「が」が小さいヶとなっているが，京都市立高等学校条例上の表記に合わせ大きい「ヶ」に改める。

つぎに，塔南高等学校の学期の期間について，塔南高等学校では，平成 1 7 年度から前期及び後期に区分する 2 学期制をとり，さらに 2 つの区分に分け，1 年間を 4 期間に分ける 4 ター

ム制を独自に導入している。

4ターム制は、学習と部活動の目標を1タームごとに設定し、短い期間で成果や課題を振り返ることができるため、きめ細かな指導を行える点で効果的であった。導入から10年が経過し、当初の趣旨が徹底されてきた中、さらなる授業改善や評価の検証が必要となってきた。

また、平成26年度に新しい高校選抜制度が導入され、塔南高等学校に入学する生徒の学力層も変わってきており、教育課程やシラバスの検証も不可欠となっており、この機会に来年度から塔南高等学校に3学期制を導入したい。

これまでからも、当校は生徒の主体的な学びを育てる授業づくりを若手の教員を中心に実践してきたところだが、3学期制をとることにより、学習の期間と評価の期間を一体とし、評価に基づきしっかりと学力の定着が図れたか振り返る期間として長期休業期間を活用できること、また課題研究への取組や新しい指導法の研究等についても、長期休業期間をひとつの区切りとして活用しやすくなる。

なお、京都市立高等学校では、特色ある学校づくりの一環として、学校長の裁量権を拡大し、各校の教育活動に応じて独自に学期の期間を設定しているところだが、学期の期間を変更するにあたっては、教育委員会へ届け出ることとしている。このたび、塔南高等学校から届出があったことから、管理運営に関する規則の一部を改正するものである。

(委員からの主な意見)

- 平成26年度からの入学者選抜の変更により、塔南高校にはどのような影響が出たか。
- 4ターム制から3学期制に変更することによる生徒への影響についてはいかがか。
- 2学期制にはどのような課題があったのか。
- 市立高校の特色化を図っていく状況にあるが、3学期制を採用する高校は今後増えていく傾向なのか。
- 私学の学期の区切りの状況はいかがか。
- 2学期制の高校は、全て塔南のように実質4ターム制を採用しているのか。

(事務局)

- 入学者選抜の変更によっては、デメリットよりも、むしろ、通学圏の拡大により、多様な生徒が入学し校内の活性化につながっているというメリットを聞いている。
- 4ターム制を採用している現在でも、3学期制と試験や評価（成績）について大きな違いはないため、3学期制をとっても生徒への影響は少ないと考えている。
- 2学期制では、前期の評定が10月以降まで確定しないため、大学入試にあたっては夏休み前に仮評定を出して対応しているが、出願の時期により生徒の評定が変わり、AO入試や推薦入試の基準を満たさずに受験できなくなることもある。ただし、2学期制、3学期制どちらがよいというのではなく、進路の実態に応じて各校で対応している。
- 各校の事情に応じて検討しているため、必ずしも3学期制が増える傾向にあるわけではない。ただし、就職やAO入試等を希望する生徒の多い高校は、2学期制よりも3学期制のほうが対応しやすいため、洛陽工業高校や日吉ヶ丘高校等は3学期制を採用している。
- 正確な数値は把握していないが、私学は3学期制のほうが多いという印象である。府立高校も3学期制のほうが多い。
- 市立高校で4ターム制を採用しているのは塔南高校のみである。

(議案採決)

委員長職務代理が、議第31号「京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第32号 京都市博物館の登録に関する規則の制定について

(事務局説明)

○山本 生涯学習部担当課長

議第32号については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）」の平成27年4月1日からの施行に伴い、本市において必要となる関係規則を制定するものである。

今回の法律の施行により、博物館法の一部が改正され、現在、京都府教育委員会が行っている博物館の登録事務を京都市教育委員会が行うことになる。登録に関して必要な事項は、博物館法により、教育委員会の規則で制定する必要がある、と定められており、今回、本市規則において、博物館の登録に関する規則を制定する。

新たに制定する規則では、博物館の登録に際して必要となる申請や審査方法を制定するとともに、登録事務に当たって必要となる「博物館登録原簿」や「登録の申請書」「登録事項の変更届」「博物館廃止届」などの様式を定めるものである。

博物館には、博物館法上の博物館である「登録博物館」、それに準じた法制上の取扱いを受ける「博物館相当施設」、博物館法の適用外となる「博物館類似施設」の3つに分かれている。「登録博物館」に認定されるには、設置主体や必置職員の条件など、厳しい要件がある。登録博物館、博物館相当施設には、それぞれ年間開館日や広さなどの条件が定められており、これらの認定・指定事務が、今年の4月以降京都市に移管されることになる。

(委員からの主な意見)

○予想以上に登録博物館や相当施設の館数が少ないが、なぜか。それ以外は類似施設ということか。また、京博連加盟館と登録博物館や相当施設との関係は。

○相当施設の必置職員の「学芸員に相当する職員」とはどういう人か。また、学芸員の資格取得者は多数だが、実際に就職する人は非常に少ない。生涯学習の意義・発展のためにも、何かできることはないか。

○今回の委譲により、業務はかなり増えるのか。

(事務局)

○設置主体や学芸員必置等の条件が厳しいのと、手続きが煩雑との理由から、類似施設が多い。

京博連の加盟館は、一部は登録博物館や相当施設だが、多くは類似施設である。

○学芸員になるには大学での資格取得などの条件があるが、資格がなくても実際に博物館等で働いている方が多い。登録博物館以外の施設は学芸員必置ではないので、就職するのはかなり難しい現状。生涯学習部では、市民の方を「ふれあいボランティア」として養成して、博物館等に派遣する事業を行うなど、生涯学習の振興を図っている。

○実際の事務を行ってみないと分からないところがあるが、申請されて処理を行うのが基本なので、もし申請が重なれば業務が増える要素はある。

(議案採決)

委員長職務代理が、議第32号「京都市博物館の登録に関する規則の制定について」に対して、採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

エ 報告事項

「幼保連携型認定こども園教育・保育の内容に関する全体的な計画」編成要領について

(事務局説明)

○金安こどもみらい館事業課長

まず、作成の経緯について。平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が実施されるが、本市においては、先般「京都市未来こどもはぐくみプラン」(以降「はぐくみプラン」という)を作成し、幼稚園と保育園(所)のそれぞれの良さを併せ持ち、子どもの質の高い教育・保育を総合的に提供する施設として、本市としても認定こども園への移行を支援していくこととしている。また、国においても、子ども・子育て支援新制度の実施に先立ち、平成26年4月30日に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が告示された。

京都市では、これまでから、私立幼稚園、民営保育園、公立施設のそれぞれの園が情熱を注ぎ教育・保育を実践してきた。また、市立幼稚園、市営保育所では、「子どもの立場に立って、子どもの育ちを大事にする教育・保育」に取り組んできたところであり、今後設置される認定こども園においても、同じ思いを持ち、教育・保育を進めて行きたいと願っている。

こうしたことを踏まえ、このたび、国の要領に示された理念との整合性を図りながら、京都ならではの(京都市版)「幼保連携型認定こども園教育・保育の内容に関する全体的な計画編成要領」を作成することとした。これまでも、市立幼稚園では「京都市立幼稚園教育課程編成要領」、市営保育所では、「京都市営保育所 保育計画」を策定し、それを基の各園所が指導計画等の作成をしてきたが、本編成要領は、各認定こども園が指導計画等を作成するうえでの基になるものと考えていただきたい。

なお、作成に当たっては、保健福祉局子育て支援部保育課、教育委員会指導部学校指導課及び子育て支援総合センターこどもみらい館が連携・一体となって、編成要領作成会議を立ち上げ、検討・協議を進めてきた。会議は、事務局、リーダー会、部会で構成し、部会には年齢ごとに3部会を設置した。また、アドバイザーとして保健福祉局子育て支援部担当部長・京都大学名誉教授の鯨岡 峻先生から意見・助言、さらに、幼保連携に取り組んでいる市立京極幼稚園と市営鶴山保育所も研究園として参画した。

次に構成について。全体の構成としては、序章と第1章から第5章で構成し、資料として、「乳幼児期の発達過程」と参考例として「年間指導計画」などを添付している。

本編成要領の要点・ポイントとして、まず、用語の定義として、国の要領では、満3歳児以上の教育標準時間を「教育」、それ以外及び満3歳児未満を「保育」と表現しているが、本市要領では、0歳から小学校就学前までの子どもが認定こども園で受ける「育てる営み」を「教育・

保育」と表現している。基本的な考え方として、子どもの最善の利益を尊重し、子どもが子どもらしく生きるために「子どもの立場に立って」という考えを念頭に置き、環境を通して行う教育・保育を重視した。また、保育者の基本姿勢として、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、0歳から小学校就学前までの一貫した園児の育ちの連続性を考慮して「教育・保育」を展開することや、子どもの在園時間、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、子ども一人ひとりの状況に応じて工夫することとしている。特に重点項目として、すべての子どもが「生きる力」の基礎を育む教育・保育を実践することなど子どもの最善の利益のための全体的な計画を作成するにあたっての重視する事項や特に配慮すべき事項、年齢ごとの年間指導計画や個別の指導計画、週日案、日課表等参考例を掲載、さらに、京都は、地域の子どもは地域で育てるとの信念のもとに、人づくりに取り組んできた歴史的経緯もあり、第5章「地域における子育て家庭の保護者に対する支援」として章立てて明記した。

最後に、今後の活用について。この編成要領は、市立幼稚園、市営保育所、それぞれが今まで培ってきた取組をもとに作成したものであり、今後、認定こども園が設置される際に活用されることを念頭において作成したが、拡充する預かり保育や延長保育、現在行われている保育においても、また、私立幼稚園や民営保育園でも有効に活用していただければと考える。

（委員からの主な意見）

- 保育と幼児教育を統合していくという視点でよくまとめられていると思う。学校教育の重点との関係は。また、各現場でこれをもとに取り組まれるという理解になるのか。
- 保育園でも教育的なこともされており、中身がそれほど大きく変わってくるということはないのではないか、というのが一保護者としての感想。
- 今回設置者に評価が義務付けられているが、移行により、現場の教員に新たに負担が増えるということになるのか。
- 保護者の方はどこを窓口にするか。たらいまわしにされないようにしなければならない。
- 幼保一元化が言われて久しいが、このような形にまとまったことはすばらしいと思う。
- 今後、市立幼稚園が認定こども園になるということは検討されているか。
- 今回の編成要領の一番大きな目的や意図はどこにあるのか。

（事務局）

- 本編成要領は、幼児教育の柱となる学校教育の重点を踏まえた内容になっている。また、本要領はひな形であり、各園の実践を通して修正・改善し内容を固めていくことになる。
- 認定こども園には0～5歳児の子どもがおり、長時間いる子どもと短時間で帰る子どもが混在する中で、連続して教育・保育をしていくこととなる。どのようにバランスをとって教育・保育をするのがポイントとなる。
- 学校評価は既に各園でしており、評価にあたって新たに園の負担が増えるとは考えていない。
- 原則、認定を受ける区役所や福祉事務所が一次窓口となる。はぐくみプランにおいても、本市の区役所・福祉事務所において、きめ細やかな情報提供・利用者支援を行っていくこととしている。その一環として、スマホでもいつでも手軽に子育て支援情報を入手できる「京都のはぐくみアプリ」の配信が始まっている。

○はぐくみプランにおいて、一部の市営保育所がモデル的に幼保連携型認定こども園への意向に取り組むこととしているが、具体的にはまだ何も決まっていない。

○国が要領告示を踏まえ、各園で作成するのは難しいため、京都市として作成したこと、さらに、これを機に、保育所保育士と幼稚園教諭が互いを知り、幼稚園と保育園の垣根を越えてさらに幼保一元化を図っていくが、一番の目的・意図である。

保護者等に配布する緊急連絡網（学級名簿等）の作成状況について

（事務局説明）

○大林 学校指導課長

保護者等に配布する緊急連絡網等の作成・配布については、かつてはどの小学校でも実施されていたが、近年は個人情報保護の観点から実施しない小学校が多くなっている状況に対して、保護者同士が普段からコミュニケーションをとる、また、災害時等の連絡体制を確保するという視点から、作成すべきであるということが市会の教育福祉委員会において議論されている。

その議論を踏まえて、教育委員会では、小学校での緊急連絡網等の作成・配布を拡大させるため、保護者コミュニティを構築することの重要性や緊急連絡網の役割などを小学校長会に説明してきたところである。

しかしながら、24年度から25年度にかけて、作成・配布状況は減少し、こうした状況を踏まえ、先日の教育福祉委員会においても、学校に取組を委ねるのではなく、教育委員会が主体となって取り組むべきとの御意見を頂戴している。

そこで、本日は、今年度の作成・配布状況及び今後の方向性についての考え方を報告させていただき、御意見を頂戴し、来年度に向けた具体的な取組につなげていきたいと考えている。

まずは、緊急連絡網（学級名簿等）に関する考え方についてである。1点目は、保護者間のコミュニティを構築することは、地域コミュニティを活性化させる観点から有効であり、緊急連絡網等はその手段の一つであると考えている。2点目として、緊急連絡網等の作成単位についてであるが、災害時や緊急時の連絡体制を整備する観点から、日常の教育活動を行う学級や学校休業日にも活動を行う部活動に加えて、町内別や登校班別といった地域ごとの緊急連絡網等、部活動、町内別・登校班別の名簿について作成・配布することも有効と考えている。

3点目として、こうした名簿を作成・配布するにあたっての法令上の取扱いである。京都市個人情報保護条例の第8条に「実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。」とあり、同条第2号で「本人の同意があるとき。」とある。これを踏まえ、名簿を配布する際には、当該保護者の同意が必要であり、保護者の理解を求める取組が必要であるとしている。

次に、小学校における作成・配布状況についてである。1月下旬から2月上旬にかけて調査致しました結果を表の26年度の欄に記載しているが、先ほども申しあげたとおり、24年度から25年度にかけては作成・配布している学校が減少しているが、26年度には14校増加している。その内訳としては、学校が主体となって作成しているのは変化がなく、PTAが主体となって作成している学校が増えたという状況である。

最後に、今後の方向性についてである。保護者の個人情報保護に対する意識や各校の抱える

事情、法令を踏まえると、教育委員会として一律に作成を指示することは難しいが、引き続き、保護者間のコミュニティ構築の重要性について、丁寧に周知を図るとともに、緊急連絡網の作成・配布に対する理解を求めていく。一方でそれだけでは作成・配布を拡大することは難しいと考えられるため、教育委員会としても具体的な一定の方針を示す必要があると考えている。

消費者庁ホームページに掲載されている「個人情報保護法に関するよくある疑問と回答」から引用したものを資料に掲載しているが、緊急連絡網等を配布する際にすべきことが記載されている。名簿を配布するには「本人の同意を得る」又は「同意に代わる措置を採る」ことが求められており、「同意に代わる措置を採る」場合とは、「利用目的・名簿の内容・提供方法・本人の求めにより名簿から削除すること」を本人に郵便等で通知することとなっている。

また、現在、緊急連絡網等を配布している学校では、年度当初に、報道による取材があった場合や学校のホームページ等に氏名や写真が掲載されること、緊急連絡網への電話番号等が掲載されることについて同意を得るための書類を保護者から提出していただいている。

こうした状況を一定整理したうえで、学校に対しては、緊急連絡網等を作成・配布にあたっての手順・注意事項などとして示すことで、緊急連絡網等の作成・配布の拡大に努めて参りたいと考えている。

（委員からの主な意見）

- 緊急連絡網等は実際どういった場面で使用することになるのか。台風等の災害時にも使用することになるのか。
- 学校と保護者間の連絡体制はとれているということだが、保護者間の連絡体制をどう整備するかが課題である。
- 実際に緊急連絡網を使用することは少ないが、何かあった時のために欲しいという声がPTAから挙がってくる一方で、掲載を拒む家庭もある。緊急連絡網を作成・配布しているかどうかは学校とPTAがどのような関係を築いているかも関係しているのではないか。
- 保護者コミュニティというのは曖昧なくくりになっており、もし個人情報の漏えいがあった場合の責任の所在があいまいになる。
- 市会では個人情報保護条例の改正を求める意見もあったが、それについてはどう考えるのか。
- これまでは、小学校長会で説明をしてきたということだが、今後はもう少し踏み込んだ取組を実施するのか。学校としては個人情報の漏えいを危惧して作成・配布を躊躇している状況であり、教育委員会としてよりわかりやすい説明や助言を行っていく必要があるのではないか。
- 個人情報保護法が成立して以降、過剰反応があったことは事実であり、個人情報自体をどう扱うかということを丁寧に説明していくことが必要である。
- 各学校のホームページを見たときに、校長の名前が載っていない学校がある。地域に開かれた学校を推進するうえでは、教員の名前等もあるべきかと思うが、せめて代表者である校長の名前・写真はあってよいのではないか。

（事務局）

- 例えば、土日等の学校休業日に遊びに行った子どもが帰ってこない場合に保護者間で連絡を取る場合や、地域行事に参加した子どもが家に帰っているかを確認するために使用されている。また、災害時に互いに連絡を取り合うということも想定されるが、台風による臨時休校

等は事前に保護者へ基準を示しており，各家庭はその基準に基づき判断することになる。

- 保護者同士が顔見知りであるような地域の学校とそうでない学校とで緊急連絡網に対する考え方に違いがある。子どもの安全・安心という観点ではすべての保護者が共感できるものであり，そうした視点での作成・配布を促していきたい。
- 教育委員会として法令の趣旨にのっとり，保護者の同意を前提として取り組んできた。今後とも法令にのっとり，その範囲内でできる限りの取組を進めて参りたい。
- 子どもの安心・安全の観点，保護者コミュニティ構築の観点はもとより，個人情報の取扱いも含めた形で，よりわかりやすいガイドラインのようなものを作成し，学校へ周知していきたい。

オ 委員長から，以下の議案３件について，会議を非公開とすることを宣言。

以下，非公開。

（４）その他

○生田教育長から，前会会議以降の主な出来事等について報告。

- ・２月８日 第２９回京都市小学生大文字駅伝大会開催
- ・２月１２日 市会教育福祉委員会
- ・２月２６日 市会本会議（代表質問）
- ・２月２７日 市会本会議（代表質問）
- ・２月２７日 文科省「児童生徒の安全に関する緊急調査」実施

○事務局から当面の日程について説明

（５）閉会

１２時３０分，委員長が閉会を宣告。

署 名 委員長職務代理